

# 内装制限 (出題年度別)

## 内装制限

令128条の4 (制限を受けない特殊建築物)

表以外のもの → 表のもののみ制限を受ける → 仕上げ方法		参考	
1項 一項	一定規模以外の特殊建築物 法別表第1 (1)(2)(4)項	令128条の5 1項 居室 難燃※ 準不燃	3階以上の 居室の天井は 準不燃
2号	自動車庫、 自動車修理工場	2項 準不燃 準不燃	
3号	地階の特殊建築物 法別表第1 (1)(2)(4)項	3項 準不燃 準不燃	
2項	階数3以上 : 500m <sup>2</sup> 超	4項 難燃※ 準不燃	
3項	階数2 : 1000m <sup>2</sup> 超 階数1 : 3000m <sup>2</sup> 超	5項 難燃※ 準不燃	
4項	火気使用室 住宅 : 最上階以外の階 非住宅 : 全て	6項 準不燃	主要構造部品、 耐火構造として 七つを除く
令128条の3の2	無窓居室	7項 準不燃 準不燃	
	※ 1.2m以下の腰壁部分を除く	床面積、天井の高さ、消化設備 排煙設備等により大臣が定める ものについては、仕上げの制限を受ける	

令和5年

[No. 9] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 内装の制限を受ける地上 2 階建ての有料老人ホームの寝室において、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。
2. 耐火建築物である延べ面積 750 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての図書館において、3 階部分にあるレファレンスルームの壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。
3. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積 300 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての事務所兼用住宅において、2 階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。
4. 内装の制限を受ける地上 2 階建ての病院において、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。

令和5年 No.9 内装制限

ものについ、ひい、仕上げの制限を受けた

No.1 2階建 有料老人ホームの寝室 法別表1 (2)項  
全128条の5 1項、4項 並 難燃材料

No.2 3階建 耐火建築物、750m<sup>2</sup> 図書館 法別表1 (3)項  
全128条の4 2項 → 全128条の5 4項 並 難燃材料

No.3 主要構造部 耐火構造 300m<sup>2</sup> 3階建 事務所兼用住宅 2階に設ける 火気使用室  
全128条の4 第4項 → 全128条の4 2項 に該当しない  
主要構造部を耐火構造としているを除く 並 内装制限適用除外

No.4 2階建 病院 の 通路 法別表1 (1)項  
全128条の5 1項、4項 並 準不燃材料

[No. 7] 主要構造部を耐火構造とした耐火建築物に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 地階に設ける劇場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料でした。
2. 各階が階避難安全性能を有することについて、階避難安全検証法により確かめられた地上 20 階建ての共同住宅において、特別避難階段の階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。
3. 延べ面積 600 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての図書館において、3 階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料でした。
4. 延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての物品販売業を営む店舗において、避難階である 1 階からその直上階のみに通ずる吹抜きについて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったので、吹抜きとなっている部分以外の部分との防火区画を行わなかった。

### /令和3年 No. 9 内装制限、防火区分

No.1. 地階 劇場の客席 地上に面する廊下、階段その他の通路の壁、天井  
 全128条の4 1項 3号 → 全128条の5 3項 → 全128条の5 1項 2号 準不燃材料

No.2. 特別避難階段  
 全123条3項4号 準不燃材料

No.3. 600m<sup>2</sup> 3階建て図書館 法別表1 (3)項 → 全128条の4 1項 1号 に該当  
 → 全128条の4 2項 → 全128条の5 4項 1号 不燃材料

No.4. 防火区分、堅穴区画  
 全112条 11項 テーブル書き 1号 に該当 準不燃材料 → 防火区分不要

[No. 7] 主要構造部を耐火構造とした耐火建築物に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする場合に、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
  2. 延べ面積 200 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての一戸建ての住宅において、1 階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。
  3. 延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>、高さ 60 m、地上 15 階建ての事務所において、非常用エレベーターの乗降ロビーの天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。
  4. 地階に設ける集会場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。

令和1年NO.1 内装制限 主要構造部材耐火構造

101. 火気使用室 合128条の4 4項 → 合128条の5 6項 → 合128条の5 1項=号  
の壁、天井 (主要構造部の火構造で除く)  
準不燃材料  
準不燃材料  
→ 内装制限を受ける → 適合 ↑

NO.2. 200m<sup>2</sup> 3階建の住宅 (3階に設ける火気使用室) → 全128条の4千項  
の壁、天井 不燃、準不燃、難燃材料以外 (主要構造部の火構造免除)  
→適合

No.3 非常用エレベーターの乗降口ドアの天井、壁  
（之）129条の13の3 3項 五号 → 不燃材料 → 開合はみ

W4. 地階 集会場 別表1(1)項  
の通路の壁、床 非燃材料  
全128条の41項 3号 → 全128条の53項 → 全128条の51項 2号  
非燃材料  
→ 廉倉

平成30年

[No. 7]「特殊建築物等の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性は行われていないものとする。

X 地階に設ける飲食店において、床面積の合計が80m<sup>2</sup>の客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

② 耐火建築物である地上2階建ての物品販売業を営む店舗において、各階の当該用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ600m<sup>2</sup>としたので、各階の売場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。  
 $600 \times 2 = 1200$

③ 耐火建築物である延べ面積 700m<sup>2</sup>、地上3階建ての図書館において、3階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。  
今い8章の42セク

④ 耐火建築物である地上2階建ての劇場において、客席の床面積の合計を500m<sup>2</sup>としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

平成29年

[No. 7]「特殊建築物等の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、主要構造部を耐火構造とした耐火建築物であり、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 延べ面積 3,000m<sup>2</sup>、地上3階建ての物品販売業を営む店舗(当該用途に供する3階の床面積が 1,000m<sup>2</sup>)において、当該用途に供する居室の壁の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

X 2. 延べ面積 300m<sup>2</sup>、平家建ての自動車修理工場において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

3. 延べ面積 1,200m<sup>2</sup>、高さ 12m、地上3階建ての有料老人ホーム(当該用途に供する3階の床面積が 400m<sup>2</sup>)において、100m<sup>2</sup>ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の防火設備で区画された3階の居室の天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。  
今128章の4に墻-壁-天井の128章のが書き→後く

4. 延べ面積 1,800m<sup>2</sup>、地上3階建ての事務所(当該用途に供する3階の床面積が 600m<sup>2</sup>)において、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。

今128章の4つ目

今128章の4工員 → 今128章の4工員の下に書いた事→後く

令和3年

〔No. 1〕次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 土地に定着する観覧のための工作物は、屋根を有しないものであっても、「建築物」に該当する。
2. 幼保連携型認定こども園は、「特殊建築物」に該当する。
3. 鉄筋コンクリート造、地上3階建ての共同住宅における2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程は、「特定工程」に該当する。
4. 火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する防火戸は、「建築設備」に該当する。

〔No. 2〕面積、高さ又は階数に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物については、その端から水平距離1m以内の部分の水平投影面積は、建築面積に算入しない。
2. 建築物の宅配ボックス設置部分の床面積は、当該建築物の各階の床面積の合計の1/100を限度として、当該建築物の建築基準法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係るもの）に算入しない。
3. 建築物の屋上部分で、水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以下の塔屋において、その一部に休憩室を設けたものは、当該建築物の階数に算入する。
4. 避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定において、階段室、昇降機塔等の建築物の屋上部分で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合、その部分の高さは、12mまでは当該建築物の高さに算入しない。

〔No. 3〕準防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積100m<sup>2</sup>、平家建ての一戸建ての住宅における、床面積8m<sup>2</sup>の増築
2. 木造、高さ8m、地上2階建ての飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>のものにおける、屋根の過半の模様替
3. 第一種住居地域内にある鉄筋コンクリート造、延べ面積2,000m<sup>2</sup>、地上2階建ての水泳場の、体育館への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積300m<sup>2</sup>、地上3階建ての事務所内における、エレベーターの設置